

専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額  
71,056円
- 2 賠償の相手方



平成29年12月25日

秦野市長 古 谷 義 幸



事故の概要

- (1) 発生日時  
平成29年11月2日午後5時30分頃
- (2) 発生場所  
秦野市南矢名1413番2
- (3) 事故の状況  
[Redacted] 運転する軽自動車<sup>かし</sup>が、上記場所の市道7号線を走行中、市道区域内の樹木から垂れ下がっていた枝と接触し、車両の一部が損傷した。
- (4) 本市の責任原因  
市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵
- (5) 本市の責任割合  
70パーセント